

第 8 道民の身近な不安を解消する警察活動

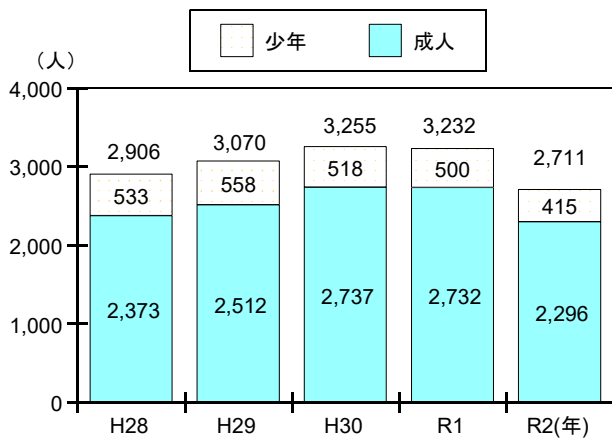
1 行方不明者の発見活動

(1) 行方不明事案

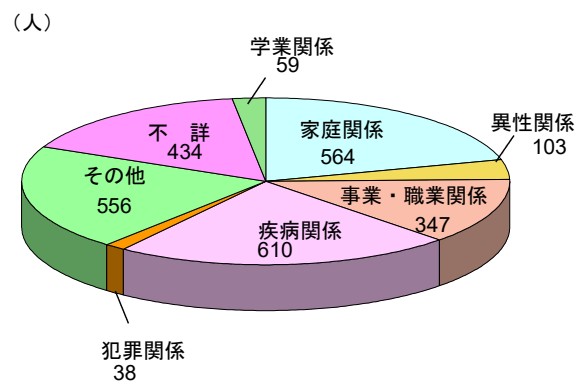
令和 2 年中に北海道警察が届出を受理した行方不明者は2,711人で、前年と比べて521人(16.1%)減少しており、原因・動機別では、疾病関係が610人(22.5%)で最も多く、次いで家庭関係、事業・職業関係、異性関係等となっています。

令和 2 年中 届出数2,711人 解決数2,768人
 ※ 解決件数は、令和2年以前に受理し解決されていなかったものが、同年中に解決となったものを含む。

【行方不明者届出受理数】



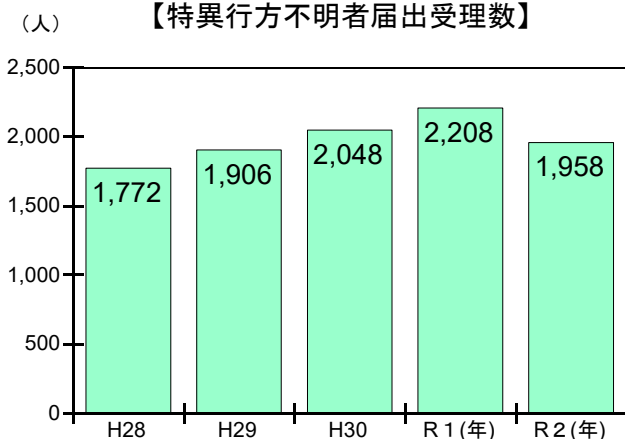
【行方不明者の原因・動機別状況(令和2年)】



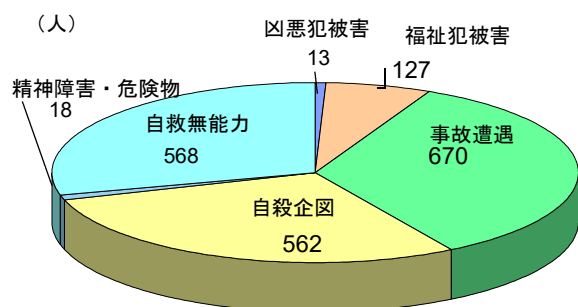
(2) 特異行方不明者

「特異行方不明者」として届出を受理した人数は1,958人であり、前年に比べて250人(11.3%)減少しています。

【特異行方不明者届出受理数】



【特異行方不明者態様別状況(令和2年)】



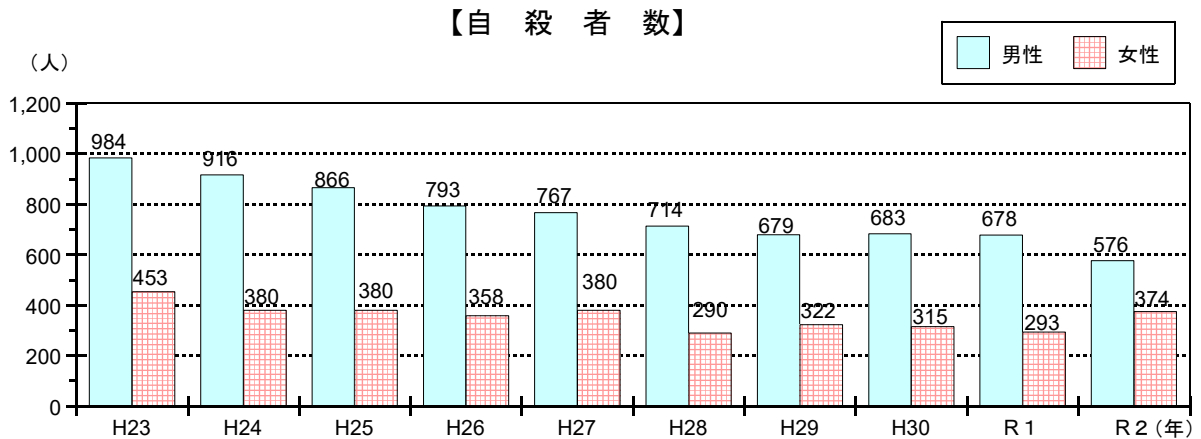
(3) SOSネットワークの運用

認知症高齢者などの行方不明事案に対応するため、全道警察署管内に構築された「徘徊認知症高齢者SOSネットワーク」により、民間協力による搜索活動や発見・保護した後の保健所、自治体による支援等、行方不明者やその家族に対するケアが行われています。

2 自殺者の現状

(1) 総数

令和2年中の道内における自殺者の総数は950人で、前年に比べて21人（2.2%）減少しました。性別では、男性が576人で前年に比べて102人（15.0%）減少し、女性は374人で前年に比べて81人（27.6%）増加しました。



(2) 年齢別状況

令和2年中の道内における自殺者を年齢別に見ると、50歳代が172人（18.1%）と最も多く、次いで40歳代が144人（15.2%）、70歳代が143人（15.1%）、80歳以上が117人（12.3%）、60歳代が116人（12.2%）、30歳代が108人（11.4%）、20歳代が106人（11.2%）の順となっています。

「少年」（20歳未満）の自殺者数は42人で、前年と比べて15人の増加となっています。

※ 年齢不詳の2人を除く

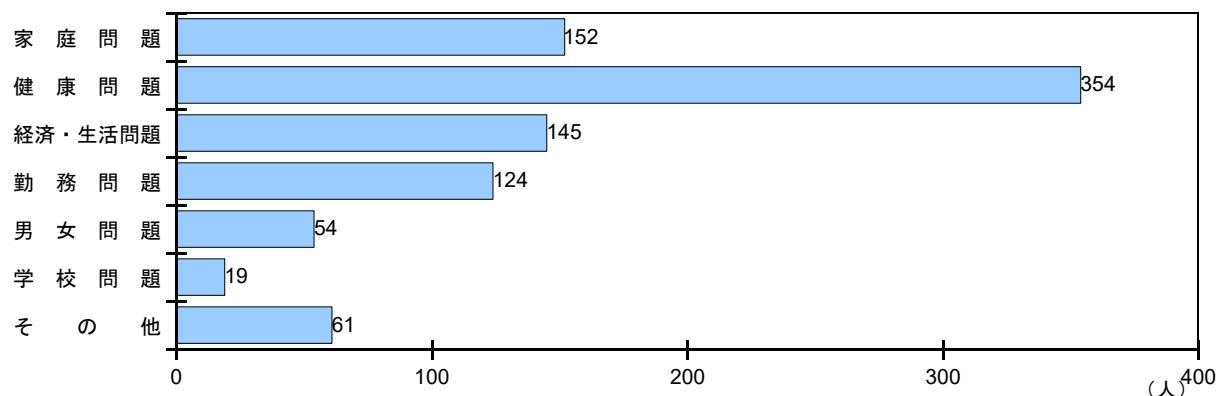
(3) 職業別状況

職業別では「無職者」が544人（57.3%）で最も多く、次いで「被雇用者・勤め人」が303人（31.9%）、「自営業」が60人（6.3%）、「学生・生徒等」が38人（4.0%）の順となっています。

(4) 原因・動機別状況

原因・動機を見ると「健康問題」が354人で最も多く、次いで「家庭問題」が152人、「経済・生活問題」が145人、「勤務問題」が124人、「その他」が61人の順となっています。

【自殺者の原因・動機別状況（複数計上）】



3 安全で安心して暮らせるまちづくり

犯罪や事故のない安心して暮らせる北海道を実現するためには、地域住民、自治体、事業者、警察等が緊密に連携・協働し、犯罪や事故等による被害を未然に防止する地域安全活動に取り組む必要があります。

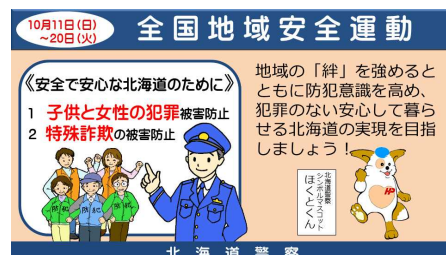
(1) 警察の取組

ア ソフト面

ホームページや「ほくとくん防犯メール」、ツイッター、Yahoo!防災速報などを活用し、犯罪や事故の発生などの地域安全情報をタイムリーに配信するとともに、防犯ボランティア団体との合同パトロール、防犯講習会の開催等により地域住民による地域安全活動への支援を行っています。

また、警察官を派遣して、小学校の教職員や児童等を対象とした不審者侵入時の対応、避難誘導の訓練を実施するなど、子供を犯罪から守る取組への支援を行っています。

なお、毎年5月に実施する「春の地域安全運動」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から令和2年は中止としています。



イ ハード面

北海道警察では、自治体や建設・建築等の関係機関・団体、防犯協会と連携し、「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例」の指針に基づき、道路、公園等の公共施設や共同住宅の構造、設備、配置等の防犯環境に配慮した犯罪の起きにくいまちづくりを推進しています。

《街頭防犯カメラの設置》

北海道警察では、警察庁の平成23年度街頭防犯カメラ整備パイロット事業等により、札幌市すすきの地区の公共空間に43台の街頭防犯カメラを設置しています。街頭防犯カメラにより犯罪の未然防止と被害の拡大防止を図るとともに、事件・事故に的確に対応し、地域住民や観光客等が安心できる安全なまちづくりを推進しています。



北海道警察街頭防犯カメラシステムはこちらで詳しく紹介しています

(2) 北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議(全道推進会議)による取組

北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例（平成17年4月1日施行）に基づき設置された全道推進会議（会長～知事、構成員～北海道、北海道警察、北海道教育委員会、札幌市等70の機関・団体）が推進主体となり、平成20年5月から道民運動として「安全・安心どさんこ運動」を展開しています。

この運動は人や地域、社会の絆を強め、地域コミュニティを向上することによって住みよい地域を実現するもので、「子どもの安全を見守る運動」と「あいさつ・みまもり・たすけあい運動」の2本柱について普及啓発に努めています。



(3) 地域による取組

地域住民が主体となった様々な自主防犯活動が、各地で活発に行われています。

子供や女性が不審者に声を掛けられたり、つきまとわれたりした場合等に駆け込む避難所となる「子供110番の家」は、市町村や学校、町内会等が主体となり、一般家庭、商店、事業所等の協力によって設置されています。

(4) 事業者による取組

北海道警察では、「防犯CSR活動」（CSR＝Corporate Social Responsibility、企業の社会的責任）に取り組む事業者等に対し、防犯情報の提供、活動のアドバイス等の支援を行うとともに北海道警察や各警察署のホームページで活動を紹介しています。



防犯CSR活動については
こちらで詳しく紹介して
います

(5) 民間ボランティア団体による取組

ア 防犯ボランティア団体の現状

令和2年末現在、道内で1,380の防犯ボランティア団体が結成されており、現役世代による休日の活動や夜間のパトロール等、それぞれの生活様式に合わせた自主防犯活動が実施されています。

また、声掛け事案の発生が多い子供の下校時間帯に重点を置いたパトロールや見守り活動、不審者対応訓練をするなど工夫を凝らした防犯活動が行われています。



【子供の見守り活動】

イ 防犯ボランティア団体による積極的な活動

他の団体の模範となる積極的な活動が認められ、これまで道内で

「稚内市防犯指導員協議会」

「札幌屯田防犯パトロール隊（通称とんぼ隊）」

「狸小路商店街自主巡回活動組織」

「鷺別子ども見守りたい」

「標津町防犯ボランティア組織レッドシャドー」

「いきいき行動隊」

が安全安心なまちづくり関係功労者内閣総理大臣表彰を受賞しています。

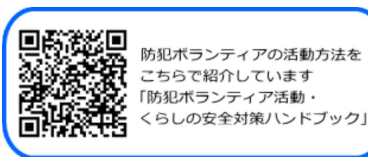


【防犯ボランティアの活動】

【防犯ボランティア団体数の推移】

項目/年別	平成28年末	平成29年末	平成30年末	令和元年末	令和2年末
団体数	1,271	1,340	1,398	1,396	1,380

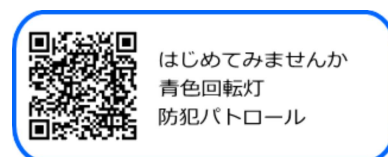
※ 団体数は、北海道警察において把握している防犯ボランティア団体（平均して月1回以上の活動実績がある構成員5人以上の団体）



ウ 青色回転灯装備車による防犯パトロール

道路運送車両法の保安基準が平成16年以降緩和され、地域で自主防犯活動を実施している防犯ボランティア団体等が青色回転灯を装備した車両で防犯パトロールを行っています。

令和2年末現在、道内で701団体3,167台の青色回転灯装備車が各地においてパトロールを実施しています。



【青色回転灯装備車台数の推移】

項目/年別	平成28年末	平成29年末	平成30年末	令和元年末	令和2年末
台数	3,463	3,468	3,362	3,249	3,167

エ 学生ボランティアに対する支援

北海道警察では、平成30年4月に、複数の所属が所管していた学生ボランティアを統合して、北海道警察学生ボランティア「Jumper s (ジャンパーズ)」を設立しました。

学生は、講習会を受講してジャンパーズに登録することで、地域の安全に関する活動、少年の非行防止及び健全育成に関する活動、サイバー空間の安全の確保に関する活動のいずれにも参加することができるほか登録期間や活動回数等の条件を満たした場合は、警察官採用試験の第1次試験において、ジャンパーズの活動を加点要素として申請することができます。

ジャンパーズに対して、活動の提供や活動に必要な物品の貸与等の支援を行うことにより、次世代を担う学生ボランティアの確保とボランティア活動の活性化を図っています。



【児童の見守り活動】



【防犯講話】



ジャンパーズの活動は
こちらで紹介しています